

「土地規制法」第2回規制候補対象提示

八木巖

政府は5月12日、土地等利用状況審議会に対し、第2回目指定候補対象として、1都9県の中止区域121か所、および特別注視区域40か所を提示し、審議会はこれをすべて了承しました。2024年秋ごろまでに全国で約600か所を指定するという方針です。今回の指定では鹿児島県内の自衛隊前施設、奄美大島、沖縄島、宮古、石垣、与那国、ミサイル基地や弾薬庫が指定されました。鹿児島県の川内原子力発電所、新潟県新潟空港も指定されました。

沖縄県は6月12日「きわめて強い反対意見がある」として11の意見を内閣府に提出しました。その内容は、○機能阻害行為が明確でない ○土地売買などの経済活動を含め、県民に負担を強いいるもの ○地域の実情を踏まえて対応すること ○区域指定の必要性を明確に示すこと ○思想・信条などに関する情報を含め土地の利用に関連しない情報を収集しないこと など。これは土地規制法そのものに疑義を唱えるものと言えます。

昨年7月に私たちは春日井市に要請、質問をおこないました。今回あらためて国・内閣府からの連絡があるかどうかを聞いてみたら「ない」とのことでした。また「国のはうで適正にとりあつかわれるものと思う」と返答がされており、この土地規制法については国に任せることの多いようです。この土地規制法の実施にあたっては自治体にその問題点を認識させることが一番だと思っています。そのため、重要施設周辺自治体や愛知県にも出かけるつもりです。自治体にとっても他人事ではありません。自治体の頭越しに運用をすすめる可能性があります。そうなれば自治体が国にたいして意見が言えなくなります。

春日井市は飛行場周辺対策市民協議会の構成団体です。これまで「基地機能強化」や「ブルーインパルス飛行に反対」の決議をあげたりして、住民の安全のため生活環境を守る姿勢をしめしてきました。飛行場周辺が土地規制法の指定地域になれば、住民の権利や生活が守られないばかりか、自治体や自治体職員が監視の対象にすらなりかねません。基地や国の姿勢に意見をあげることが難しくなります。沖縄県が反対意見をあげたことはとても重要です。自治体の頭越しの対応だけはさせないように、自治体から国にたいして、意見、要請を出させることが最重要です。

しかし、一方では内閣府が関係自治体にたいして「機能阻害行為」に該当するとみられる事例について情報収集していたことが分かったとの報道がありました(6月7日「琉球新報」)。「自治体側に密告をもとめている」と言えます。国の下請けとなり、情報収集をする自治体！こんなことは絶対に許してはいけない！

まさに土地規制法は沖縄だけの問題ではなく、私たちの問題です。

追記

不戦ネットでは、高木県議の仲介で、愛知県にも質問状を提出しました。6月議会の会期末までに、県との交渉の日時が決まる予定です。報告は後日。

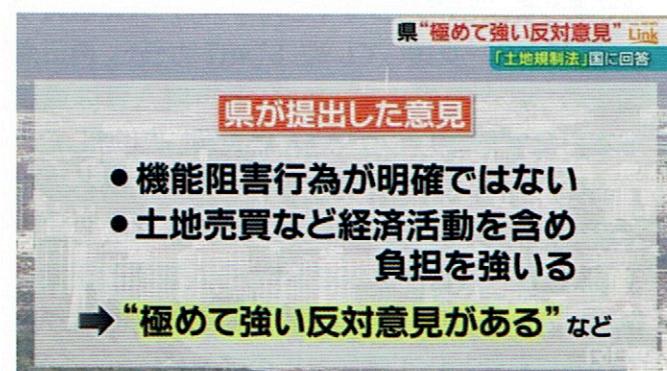
参考資料

土地規制法廃止アクションの blog も参考に。

<https://juyotochi-haijan.org/>

内閣府 重要土地調査法

<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/index.html>



↑ 沖縄県が、内閣府に「極めて強い反対意見がある」として11の意見を提出の報道

